

31年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1.12.23	R2.1.6	環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト街路照明設置工事(31晴五-1)	1	1														都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課
2	R1.12.23	R2.1.6	令和元年議案第〇〇号に係る東京都狛江市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する協定図、様式3、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	3	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
3	R2.12.26	R2.1.7	建築計画概要書平成26年度第〇〇号	9	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
4	R2.1.6	R2.1.8	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和元年12月31日現在）	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課
5	R2.1.7	R2.1.8	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和元年12月31日現在）	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課
6	R1.11.14	R2.1.10	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画西新宿〇〇（〇号地）〇〇計画 6ページ及び7ページ 図番 3及び26から28まで ・東京都市計画西新宿〇〇（〇号地）（〇〇ビル） 1ページから7ページまで 図番 2、7、8、12から14まで、16及び33から35まで ・東京都市計画西新宿〇〇（〇号地）〇〇計画 5ページ、8ページ、27ページ、30ページ及び38ページ ・東京都市計画西新宿〇〇（〇号地）〇〇計画（平成11年変更時） 23ページ、24ページ、26ページ、28ページ、52ページから54ページまで、63ページ、64ページ、66ページから69ページまで、73ページ、74ページ、76ページから86ページまで ・東京都市計画西新宿〇〇（〇号地）〇〇計画（平成28年3月変更時） 建築物に関する協定書の取り扱いについての確認書、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案などについて 4ページ、I-1-2ページ、I-2-4ページ、I-3-4ページ、I-3-6ページ、II-1-2ページ、II-1-7ページ、II-1-8ページ、II-1-17ページ、II-1-18ページ、II-2-13ページ、II-2-14ページ、II-2-16ページ、II-3-3ページ及びII-3-4ページ 	92	1													（7条2号）写真のうち、顔貌は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条4号）図面のうち、間取り、設備の配置等の建物内部の構造が分かる部分は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R2.1.7	R2.1.10	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第69・70・71期)	39	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
8	R2.1.7	R2.1.10	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第96・97・98期)	41	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
9	R2.1.7	R2.1.10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第54・55・56期)	38	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
10	R2.1.7	R2.1.10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第66・67・68期)	39	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
11	R2.1.7	R2.1.10	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第11期)	13	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
12	R2.1.7	R2.1.10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第71・72・73期)	36	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
13	R2.1.7	R2.1.10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第67・68・69期)	34	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
14	R2. 1. 7	R2. 1. 10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式 (第21・22・23期)	38		1													(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
15	R2. 1. 7	R2. 1. 10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式 (第87・88・89期)	33		1													(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
16	R2. 1. 7	R2. 1. 10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式 (第54・55・56期)	38		1													(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
17	R1. 12. 16	R2. 1. 10	・長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) 第5条第1項に規定する申請に基づき、同法第7条の規定により交付した認定書の交付件数 (年度別) が分かる公文書のうち、次の項目に係るもの (1) 対象建築物 羽村駅西口土地区画整理事業区域内の建築物 (2) 対象期間 平成26年都市計画決定から令和元年11月30日まで ・平成30年〇月〇日付30多建建三第〇〇号「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条の規定に基づく認定について」 ・平成31年〇月〇日付30多建建三第〇〇号「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条の規定に基づく認定について」外4件 ・平成31年〇月〇日付30多建建三第〇〇号「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条の規定に基づく認定について」	60		1					1	1							(7条2号) 住所、氏名等は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、認定に係る住宅の位置等は、個人が所有する財産の状況に関する情報であり、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
18	R1. 12. 16	R2. 1. 10	3. 万一、当該区画整理区内の「認定」・「却下」が存在するならば、法的な根拠を教えてください。																「法的な根拠」については、官報、書籍等の不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものにより内容を知ることができ、東京都情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないため	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
19	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第43・44・45期)	39	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
20	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第47・48・49期)	36	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
21	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第68・69・70期)	39	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
22	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第63・64・65期)	33	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
23	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第66・67期)	24	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
24	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第68・69・70期)	39	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
25	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第65・66・67期)	36	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
26	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第66・67・68期)	27	1														(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
27	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第45・46・47期)	39	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
28	R2.1.10	R2.1.15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第59・60・61期)	39	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
29	R2.1.7	R2.1.15	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年12月17日から令和2年1月6日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
30	R2.1.10	R2.1.15	建築計画概要書(〇〇—〇〇)	2	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
31	R1.12.26	R2.1.17	長期分納滞納状況一覧 (令和元年11月30日時点)	1	1							1						(7条3号) 街区、区画、債務者名、元金(調定済額・納入済額・未済額)、利子(調定済額・納入済額・未済額)、未済額計及び調定済延滞金の未済額は、法人又は事業を営む個人(以下「当該法人等」という。)の財務状況を示しており、これを公にすることにより、取引等の支障となり当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため	都市整備局第二市街地整備事務所管理課
32	R2.1.10	R2.1.20	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成30年4月10日許可) ・変更届出書各一式(平成31年4月11日受付) ・決算変更届出書各一式(第20・21・22・23・24期) 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(令和元年9月30日許可) ・決算変更届出書各一式(第5・6・7・8・9期)	338	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
33	R2.1.10	R2.1.20	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成30年12月25日許可) ・決算変更届出書一式(第41期)	56	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
34	R2.1.14	R2.1.20	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和2年1月14日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課
35	R2.1.16	R2.1.21	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類・決算変更届出書一式（第43期）	15	1							1							（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
36	R2.1.15	R2.1.22	建設業許可業者名簿（東京都知事許可 令和元年12月分）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課
37	R2.1.16	R2.1.22	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和元年12月1日から令和元年12月31日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	3	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
38	R2.1.9	R2.1.23	「横田基地航空燃料漏出対策部会」の議事録および関連資料（平成5年～20年度）															1	開示請求に係る公文書は保存期間が1年の公文書であり、既に廃棄していることから、現在は存在しないため	都市整備局基地対策部基地対策担当
39	R2.1.10	R2.1.24	(1) 平成27年分 給与所得の源泉徴収票 (2) 平成28年分 給与所得の源泉徴収票 (3) 平成29年分 給与所得の源泉徴収票 (4) 平成30年分 給与所得の源泉徴収票 (5) 令和元年分 給与所得の源泉徴収票	※	1														—	都市整備局総務部総務課
40	R2.1.10	R2.1.24	(1) 平成27年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (2) 平成27年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (3) 平成28年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (4) 平成28年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (5) 平成29年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (6) 平成29年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (7) 平成30年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (8) 平成30年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (9) 令和元年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇) (10) 令和元年分 給与所得の源泉徴収票 (〇〇)	※	1														—	都市整備局市街地整備部管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
41	R2.1.10	R2.1.24	(1) 平成27年分 給与所得の源泉徴収票 (2) 平成28年分 給与所得の源泉徴収票 (3) 平成29年分 給与所得の源泉徴収票 (4) 平成30年分 給与所得の源泉徴収票 (5) 令和元年分 給与所得の源泉徴収票	※	1													—	都市整備局市街地建築部調整課
42	R2.1.10	R2.1.24	(1) 平成29年分 給与所得の源泉徴収票 (2) 平成30年分 給与所得の源泉徴収票 (3) 令和元年分 給与所得の源泉徴収票	※	1					1								(7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局市街地建築部調整課
43	R2.1.16	R2.1.24	国立市〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書に関する協定図兼現況図、道に関する協定書、道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	3	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
44	R2.1.10	R2.1.27	令和元年分 給与所得の源泉徴収票	※	1													—	都市整備局市街地整備部再開発課
45	R2.1.22	R2.1.27	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成29年7月20日許可） ・決算変更届出書各一式（第16・17・18・19・20期） ・変更届出書各一式（平成30年2月5日・平成30年7月31日・令和元年7月18日受付）	334	1							1						(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
46	R2.1.21	R2.1.28	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和2年1月7日から令和2年1月20日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
47	R1. 12. 5	R2. 1. 29	令和元年度1301回東京都建築審査会 議案第9号当日配付資料	66		1														<p>(7条2号) 顔貌、法人の従業員の氏名及び再開発組合の事務局職員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条3号) 本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関する情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、本件建築物に関する事業者の独自のノウハウが含まれる情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p>	都市整備局市街地建築部調整課	
48	R2. 1. 23	R2. 1. 29	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第10条第1項の規定による届出等における台帳(令和元年12月20日から令和2年1月22日受付分)(東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。)	3	1															—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
49	R2. 1. 27	R2. 1. 30	都市高速鉄道第8号線分岐線 鉄道網図(平成28年3月)(東京都文京区〇〇付近)	1	1															—	都市整備局都市基盤部交通企画課	
50	R2. 1. 7	R2. 1. 31	昭和24年12月8日付建都発第135号「東京復興都市計画街路の変更について」ただし、計画書の十条駅付近以外の頁を除く	14	1															—	都市整備局都市基盤部街路計画課	
51	R2. 1. 22	R2. 1. 31	建築士事務所登録内容(建築士法第23条の9第1号に規定する登録簿。〇〇株式会社一級建築士事務所 登録番号第〇〇号)	3	1															—	都市整備局市街地建築部建築企画課	
52	R2. 1. 22	R2. 1. 31	(1) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(〇〇株式会社一級建築士事務所 受付番号平成27年度第〇〇番) (2) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(〇〇株式会社一級建築士事務所 受付番号平成28年度第〇〇番) (3) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(〇〇株式会社一級建築士事務所 受付番号平成29年度第〇〇番) (4) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(〇〇株式会社一級建築士事務所 受付番号平成30年度第〇〇番) (5) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(〇〇株式会社一級建築士事務所 受付番号令和元年度第〇〇番)	25		1															<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建築企画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
53	R2. 1. 29	R2. 1. 31	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・第49期決算変更届出書のうち財務諸表一式	14	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
54	R2. 1. 29	R2. 1. 31	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち、貸借対照表・完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・事業報告書(第46・47・49期) ・決算変更届出書一式(第48期)	43	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
55	R2. 1. 23	R2. 1. 31	武蔵村山市〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する協定図、様式3、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書(東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。)	3	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。